

**改正活動火山対策特別措置法
に基づく協議会で協議すべき事項
の対応状況等について**

**平成28年3月24日（木）
第6回富士山火山防災対策協議会**

1. 協議会での協議事項について

(1) 協議事項

①想定される火山現象に応じた警戒避難体制の整備
に必要な事項

[法第4条関連]

②県・市町村地域防災計画に定める事項

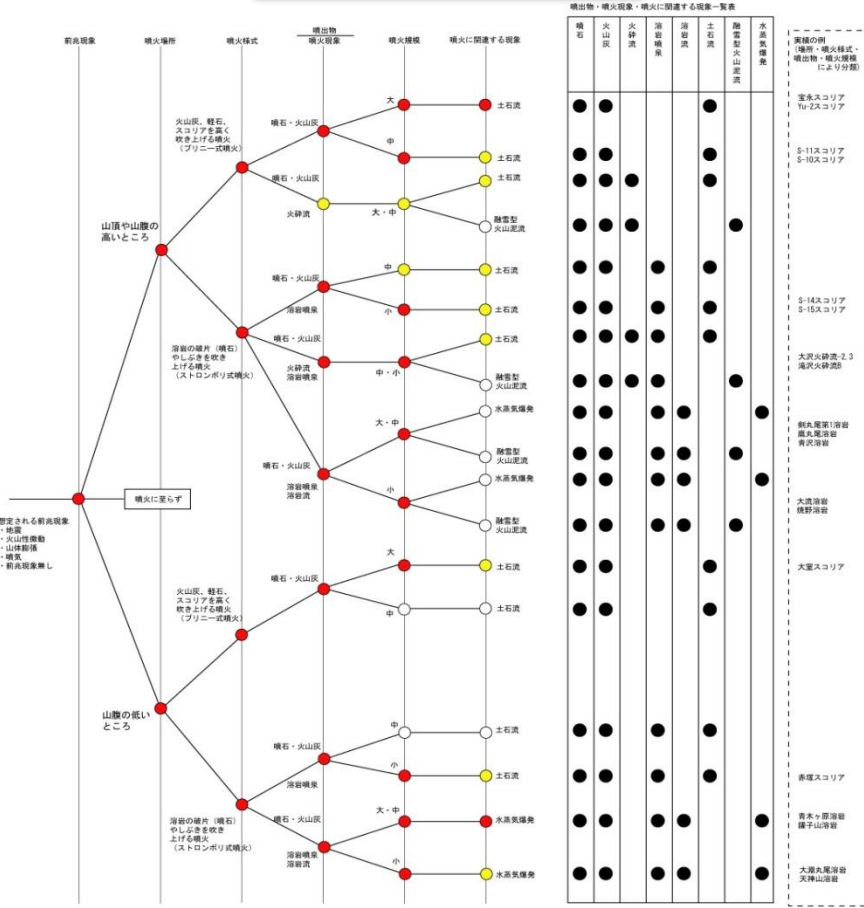
[法第5・6条関連]

(2) 対応状況

①想定される火山現象に応じた警戒避難体制の整備に必要な事項

協議事項	対応状況
噴火シナリオ	・平成16年6月に「 富士山の噴火シナリオ 」を作成。
火山ハザードマップ	・平成16年6月に「 富士山火山防災マップ 」を作成。
噴火警戒レベル	・平成19年12月から「 富士山の噴火警戒レベル 」の運用を開始。
具体的な避難計画	・火山単位の統一的な避難計画として、平成27年3月に「 富士山火山広域避難計画 」を策定。 ・広域避難計画で示した基本的な考え方を基に、詳細な避難対応や対策を記載した「 市町村避難計画（一部（案）含む） 」を策定。

噴火シナリオ



用語の説明
 噴石 噴火時に火口から空中に飛び飛ばされる直徑数cm以上の岩塊。
 溶岩噴流 火口から溶岩のしなみがジェット状に噴出する現象。噴火初期に発生することが多い。発生は数分で数100mに達する。
 ストロンボリ式噴火 粘性の低いマグマの山で、多数の短時間の噴火で起こる爆発的噴火。溶岩のしなみや火山灰、噴石、火山弾などが放出される。
 プリニー式噴火 多数の軽石や火山灰、スコリア等を連続的に空高く噴出するタイプの噴火。成層圏まで達する巨大な噴煙を上げる場合もある。

- 3200年前山腹の富士山における火山活動で実績として確認されている事例
 - 厳密な証拠はないが、ほぼ確実に発生していたと予測される事例
 - 富士山での実績は知られていないが、他火山の例などから発生が考えられる事例
- 注意**
- 1) 噴火割れ目が大きくなった場合や複数の噴火口から噴火した場合、「山頂や山腹の高いところ」と「山腹の低いところ」の両者で同時に噴火する場合があります。
 - 2) 火砕流の混入時の二次爆発、プリニー式噴火による二次的溶岩流等の可能性もあります。
 - 3) 噴火様式が変化し、プリニー式噴火からストロンボリ式噴火に移行するような場合もあります。
 - 4) 水蒸気爆発に伴って、火砕サージが発生する可能性があります。
- 以上の他にも、このツリー図に含まれていないケースが起こる場合があります。

噴出物・噴火現象・噴火に関連する現象一覧表

噴石	火山灰	溶岩噴流	火砕流	噴煙	水蒸気爆発	噴火に関連する現象
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●	●	大・中
●	●	●	●	●	●	大
●	●	●	●	●	●	中
●	●	●	●	●	●	小
●	●	●	●	●		

噴火警戒レベル



平成19年12月1日運用開始

富士山の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル (ゾーン)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 宝永（1707年）噴火の事例 12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 その他の噴火事例 貞観噴火（864～865年）： 北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火（800～802年）： 北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達 ●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険）。 宝永（1707年）噴火の事例 12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）： 地震多発、東京など広域で揺れ
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。 宝永（1707年）噴火の事例 12月14日まで（噴火開始数日前）： 山麓で有感となる地震が増加
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。 宝永（1707年）噴火の事例 12月3日以降（噴火開始十数日前）： 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
		2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。 過去事例 該当する記録なし
噴火予報	火口等	1 (活火山である)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億³を大規模噴火、2千万～2億³を中規模噴火、2百万～2千万³を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場合は現時点で特性されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後とされており、今後認定を検討する。

注3) 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会作成）で示された範囲を指す。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。

<http://www.jma.go.jp/jp/volcano/>



具体的な避難計画

富士山火山広域避難計画 平成27年3月 富士山火山防災対策協議会

目次

第1編 総論	1
1. 広域避難計画の策定経緯	1
2. 広域避難計画の位置付け	1
3. 協議会の構成及び果たす役割	2
第2編 広域避難計画	5
第1章 基本方針	5
第2章 広域避難計画	13
1. 避難の概要	13
2. 火山現象別の避難の考え方	16
3. 段階別の避難の流れ	38
4. 避難対象者数と避難先	41
第3編 避難対策	53
第1章 協議会・国・県・市町村等の体制	54
1. 協議会の体制	54
2. 国の体制	56
3. 県の体制	64
4. 市町村の体制	67
5. 合同会議の開催	68
6. 火山活動の各段階における体制・対応	70
第2章 情報伝達	73
1. 関係機関及び住民等への情報伝達	73
2. 報道対応	97
第3章 避難対策	99
1. 広域避難者の受入れに係る基本事項	99
2. 入山規制	104
3. 警戒区域の設定	107

市町村避難計画 (各区避難計画)

②県地域防災計画、市町村地域防災計画に定める事項

○県地域防災計画 [第5条第1項]

区分	定めるべき事項	対応状況
1号	火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項	・ 広域避難計画策定時に協議済み。 (国・県・市町村の体制、情報伝達)
2号	市町村防災会議が第6条第1項第2号及び第3号に掲げる事項を定める際の基準となるべき事項	・ 広域避難計画策定時に協議済み。 (避難基準、警戒区域の設定、呼びかけ例文) (火山現象ごとの避難の考え方、広域避難の考え方、広域避難路の指定)
3号	避難及び救助に関し市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項	・ 広域避難計画策定時に協議済み。 (広域避難の基本的考え方、受入れ調整手順) ・ <u>救助に関する事項は今後協議・検討が必要。</u>
4号	以上のほか、必要な事項	・ 広域避難計画策定時に協議済み。 (避難対策毎の対応事項を整理) ・ 必要に応じて協議、検討を行う

○市町村地域防災計画 [第6条第1項]

区分	定めるべき事項	対応状況
1号	火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難計画策定時に協議済み。 (国・県・市町村の体制、情報伝達)
2号	警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難計画策定時に協議済み。 (避難基準、警戒区域の設定、呼びかけ例文)
3号	避難場所及び避難経路に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難計画策定時に協議済み。 (火山現象ごとの避難の考え方、広域避難の考え方、広域避難路の指定、市町村避難計画の策定)
4号	避難訓練に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村避難計画に即した避難訓練の時期、内容等を市町村毎に記載。
5号	施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称及び所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>今後協議・検討が必要。</u> <u>[第8条(避難確保計画の作成等)に関連]</u>
6号	救助に関する事項(救助部隊の具体的な活動内容(各部隊の役割や連絡方法等))	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>今後協議・検討が必要。</u>
7号	以上のほか、必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難計画策定時に協議済み。 (避難対策毎の対応事項を整理等) ・必要に応じて協議、検討を行う。

(3) 今後検討が必要な事項と方針

①想定される火山現象に応じた警戒避難体制の整備に必要な事項

- ・富士山火山広域避難計画や市町村避難計画の実効性をより一層高めるため、広域避難計画に定められた今後検討が必要な事項について、協議・検討を進めるとともに、火山防災に関する訓練・普及啓発活動を行う。

②県・市町村地域防災計画に定める事項

○避難促進施設に関する事項 [第6条第1項第5号]

- ・協議会において、避難促進施設について国の指針等を踏まえ協議する。

○救助に関する事項 [第5条第1項第3号、第6条第1項第6号]

- ・各県コアグループ会議等を活用し、陸上自衛隊、警察及び消防等と連携を図りながら、噴火が発生した際の救助活動や避難誘導等について、協議・検討を進める。

2. 県・市町村が行うべき事項に対する連携支援について

改正活動火山対策特別措置法では、地方公共団体に下表の項目について、必要な措置を講ずる義務又は努力義務が課された。

警戒地域における統一的な防災体制を検討する観点から、協議会は必要に応じて関係機関と連携して支援を行う。

法	実施主体	行うべき事項
第7条 住民等に対する周知を行うための措置【義務】	火山災害警戒地域内の市町村	・火山防災マップの作成・配布 (例) 登山道や登山口周辺の集客施設への備え付け、インターネットによる公表など
第11条 登山者等に関する情報の把握等【努力義務】	火山周辺の県及び市町村、登山者等	・登山者等に関する情報把握方法について検討・実施、登山者等への周知 (例) 携帯電話メール配信サービス導入、火口周辺施設との連携による情報の把握、避難の目安となる避難ルートマップの作成・配布など
第12条 情報の伝達等【義務】	国及び地方公共団体	・登山者等への情報伝達方法について検討 (例) 登山口への情報の掲示、山小屋の管理者等を介した伝達、インターネットや防災情報のメール配信サービスなど

3. 地域防災計画に定めるべき事項の火山防災協議会への意見聴取について

(1) 活動火山対策特別措置法における規定

○第5条第2項

県防災会議は、第5条第2項に規定により県地域防災計画に同項各号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ火山防災協議会に意見を聴かなければならない。当該事項を変更しようとするときも、同様とする。

○第6条第3項

第5条第2項の規定は、市町村防災会議が第1項の規定により市町村地域防災計画に同号各号に掲げる事項を定め、又は変更しようとする場合について準用する。

(2) 火山防災協議会への意見聴取に関する考え方 (全国知事会の質問に対する内閣府政策統括官の回答から抜粋)

- 火山防災協議会では、噴火シナリオ、噴火による影響範囲（火山ハザードマップ）の設定、これらを踏まえた情報収集・伝達体制、噴火警戒レベルとその運用など、その火山全体での避難や救助の在り方等、地域防災計画に定める事項全てについて検討することを想定している。
- このため、地域防災計画には、基本的に火山防災協議会の協議結果をそのまま位置付けることを想定している。

(3) 対応方針

- 協議会での協議結果を地域防災計画に位置付けることを基本とし、この場合は、火山防災協議会への意見聴取は行わないこととする。
- 協議会において協議が調った事項のうち、県及び市町村等が取り組む必要がある事項について、各地域防災計画に位置付けるものとする。
- なお、地方自治体が独自に検討した事項については、協議会での協議を経てから、自らの地域防災計画に位置付けるものとする。